【四国エリア】
料　金　表

I. 適　用

この四国エリア料金表（以下「この料金表」といいます。）は，次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県，（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

II. 契　約　種　別

契約種別は次のとおりといたします。

契　約　種　別	
従　量　電　灯	エメラルドプラン
	サファイアプラン
	ルビープラン
	ダイヤモンドプラン
動　力	動力プレミアムプラン

III. 料　金

料金は，最低料金または基本料金，電力量料金，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，別表「2（燃料費調整額の算定)」によって算定された燃料費調整額の合計とします。ただし，請求書等の発行手数料，工事費，その他の付随するサービスの料金や違約金等が発生する場合には合計して料金を請求いたします。

IV. 各契約種別の条件と料金単価

1.　エメラルドプラン

（1）適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

ロ　1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定を引き継ぐものとします。

(4) 料金単価

イ　最低料金

最低料金は，1か月につき次のとおりといたします。

1契約につき　（最初の 11 キロワット時まで）	399 円 06 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1か月の検針期間にご使用された電力量によって算定いたします。

11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 76 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 18 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 59 銭

2.　サファイアプラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

ロ　1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定を引き継ぐものとします。

(4) 料金単価

イ　最低料金

最低料金は，1か月につき次のとおりといたします。

1 契約につき　（最初の 11 キロワット時まで）	411 円 40 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 か月の検針期間にご使用された電力量によって算定いたします。

11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 16 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 45 銭

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 45 銭

3. ルビープラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で,次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ　1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ　契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における契約電力を引き継ぐものとします。

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(4) 料金単価

イ　基本料金

基本料金は，1か月につき次の合計といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	362 円 78 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 か月の検針期間にご使用された電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 46 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 83 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 66 銭

4.　ダイヤモンドプラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ　1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし，1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ　契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における契約電力を引き継ぐものとします。

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(4) 料金単価

イ　基本料金

基本料金は，1 か月につき次の合計といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 か月の検針期間にご使用された電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 37 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 50 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 88 銭

5. 動力プレミアムプラン

(1) 適用条件

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，最大需要容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし，1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，

契約利用場所の地域での周波数と同様とし，標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電 圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

イ　契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。ただし，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として他の小売電気事業者との契約終了時点における契約電力を引き継ぐものとします。

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(4) 料金単価

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1027 円 18 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の検針期間にご使用された電力量によって算定することとし，夏季（7 月から 9 月）に使用された電力量には夏季料金を，その他季（10 月から 6 月）に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その １月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の 付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１段階料金 契約電力の 120 倍までの１キロワット時につき	15 円 80 銭	14 円 36 銭
２段階料金　契約電力の 120 倍を超える１キロワット時につき	20 円 54 銭	18 円 66 銭

(5) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表７（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（(3)（ロ）により契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表８（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

附　則

実施期日

この料金表は，2021 年 2 月 12 日から適用し実施いたします。